

1 取り組み内容

2 歳入確保に向けた取り組み

(1) 町税収入の確保

自主財源の基盤である町税を確保するため、適正な課税に努めるとともに、税の公平性の確保や厳正な滞納整理の促進を図ります。

徴収体制の強化を図るとともに、次の目標徴収率の達成に向けて納期内完納の推進と滞納整理の強化を図り、未収金の解消に努めます。

〔平成20年度目標徴収率〕

現年度分 98.5%

過年度分 12.0%

平成17年度徴収率

現年度分 97.9%

過年度分 9.4%

(2) 町有財産の有効活用

町が保有している財産のうち、未利用となっている不動産の貸付や売却、さらには町が保有する有価証券の売却により町有財産の有効活用を図ります。

未利用町有地について、必要に応じて建物解体や用地測量を行うなど売買条件を高めたうえで、積極的に売り払い及び貸し付けを行います。

また、組織や施設の統廃合によって不用と想定されるものについては、早期の処分が図られるように努めます。

町が保有する有価証券について、適切な時期に売却を行い、必要な財源を確保します。

(3) 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の額を見直すとともに、減免規定の適正化を図ります。

また、滞納整理の強化を行い、自主財源の確保を図ります。

使用料・手数料は、行政サービスを受ける人からそのサービスに係る経費の実費相当分を公平に負担していただくものです。

このため、事務の効率化によるコスト削減を行うことを前提として、受益とコストのバランスを考慮し受益者からの適正な負担を求めていきます。

なお、平成20年度までに全ての使用料及び手数料の見直しを図ります。

体育施設の使用料などには、それぞれの条例の定めるところによってさまざまな減免規定が設けられています。

この減免規定については、施設の利用実態を踏まえ受益者負担の適正化や公平性の観点から抜本的な見直しを図ります。

なお、この減免規定見直しの措置は、使用料及び手数料の見直しに併せて実施します。